薬剤耐性菌検出情報提供書および耐性菌患者説明文書 運用方法

(平成30年9月12日)

- 以下の薬剤耐性菌が検出された患者が転院する場合は、共通様式「薬剤耐性菌検出情報提供書」により転院先病院に情報提供を行う。情報提供する菌種は、本人不利益やアウトブレイクの重大性に鑑み、厚生労働省通知(※1)により「保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じた厳重な感染対策を実施すること」と示された、次の5菌種とする。
 - ① カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE)
 - ② バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 (VRSA)
 - ③ 多剤耐性緑膿菌 (MDRP)
 - ④ バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE)
 - ⑤ 多剤耐性アシネトバクター属

上記5菌種については、保菌・無症状の状態であっても、その検出情報を院内で共有し、転院 時には、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を発出できる体制を整えておく。

- 「薬剤耐性菌検出情報提供書」を転院先に提出するのは、以下の患者とする。
 - 1) 5菌種いずれかが陽性と判明した患者
 - 2) 前歴により、5 菌種いずれかが陽性だった経緯のある患者(無症状、保菌、自院での治療なし、 及び陰性確認された場合を含む。)

上記 2) については、必要時、備考欄に追加情報を記載する。ただし、陰性確認後、いつまで経歴 を残すかは今後の課題である。

検査は医師が必要と判断した場合に行うものであるため、転院患者全員に検査するものではなく、 また、転院患者全員に「薬剤耐性菌検出情報提供書」を発出するものではない。

- 5 菌種以外の薬剤耐性菌検出情報の提供は、病院相互の調整、医師同士の連絡等により、病院ごとに判断するものとする。**5 菌種の検出情報提供を最優先**とし、経過や薬歴等の記載までは必須としない。より詳細な情報について「薬剤耐性菌検出情報提供書」授受後の連絡で補完することが可能である。また、あらかじめ備考欄に記載しておいてもよい。
- 「薬剤耐性菌検出情報提供書」は、北多摩北部保健医療圏で検討し作成した様式であるが、他圏域 に転院する場合も活用する。
- また、転入直後に5菌種いずれかが陽性と判明した場合は、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を転出 先に提出する。
- 自宅や施設への退院の場合は、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を用いない。ただし、以後の不用 意な抗菌薬投与防止や施設内感染防止の観点から、患者本人・家族へ薬剤耐性菌検出に関する説明 を行うことが、各病院の医師の責任と考える。これに関連して、「耐性菌患者説明文書」等を用い て、患者本人・家族へ説明を行ない、施設へ退院する際や退院後に他の医療機関を利用する際に、 患者本人・家族が提示する書面として可能な限り活用する。なお、書面に「お願い」の項として、 「他の医療機関及び介護老健施設等をご利用される際には、本耐性菌説明文書を必ずご提示くださ い。」の文面があれば、病院独自の書面でも良いものとする。
- ※1 厚生労働省通知「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日)